

令和6年度
太宰府市地域密着型サービス事業者
(看護小規模多機能型居宅介護)

公募要領

令和6年4月

太宰府市 健康福祉部 介護保険課

1. 公募の趣旨

太宰府市では、太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

2. 公募する地域密着型サービス事業及び日常生活圏域

公募する地域密着型サービス事業の種類及び対象圏域等については以下のとおりです。

日常生活圏域図は、P7をご参照ください。

(1) 地域密着型サービス事業の種類（日常生活圏域図はP.7を参照）

サービス種別	整備予定数	整備予定圏域
看護小規模多機能型居宅介護 (宿泊定員9人)	1カ所	原則として太宰府東中学校区

(2) 整備予定年度 令和6年度（令和7年3月31日まで）

※令和7年3月31日までに当市の指定を受け、令和7年4月1日に事業を開始できることを原則としますが、建設スケジュールの関係等で令和7年4月1日に事業開始が難しい場合は早めにご相談ください。

3. 応募資格の要件

応募事業者は、以下の要件を全て満たすことが必要となります。

- ①法人格を有している運営事業者であること。
- ②本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力を有していること。
- ③介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- ④都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。
- ⑤事業を実施するにあたり、土地、建物を確実に確保できる見込みのあるもの。
- ⑥介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- ⑦太宰府市暴力団排除条例の規定に抵触しないこと。

4. 書類の受付期間、提出場所及び提出方法について

本公募への申込を希望する事業者は、次により申請書類を提出してください。

(1) 受付期間及び提出場所

受付期間	提出場所及び問合せ先
<p>令和6年4月15日（月）から 令和6年5月31日（金）まで （土曜・日曜・祝日は除きます） 午前8時30分から午後5時まで（時間厳守） ※応募する旨について、必ず事前に連絡をお願いします。 ※郵送による書類の受付は行いませんので、 予め電話予約の上、来庁願います。</p>	<p>〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係 TEL：092-921-2121（内線 372） FAX：092-925-0294 E-mail：kaigo@city.dazaifu.lg.jp</p>

(2) 提出部数 8部（正本1部、副本（コピー可）7部）

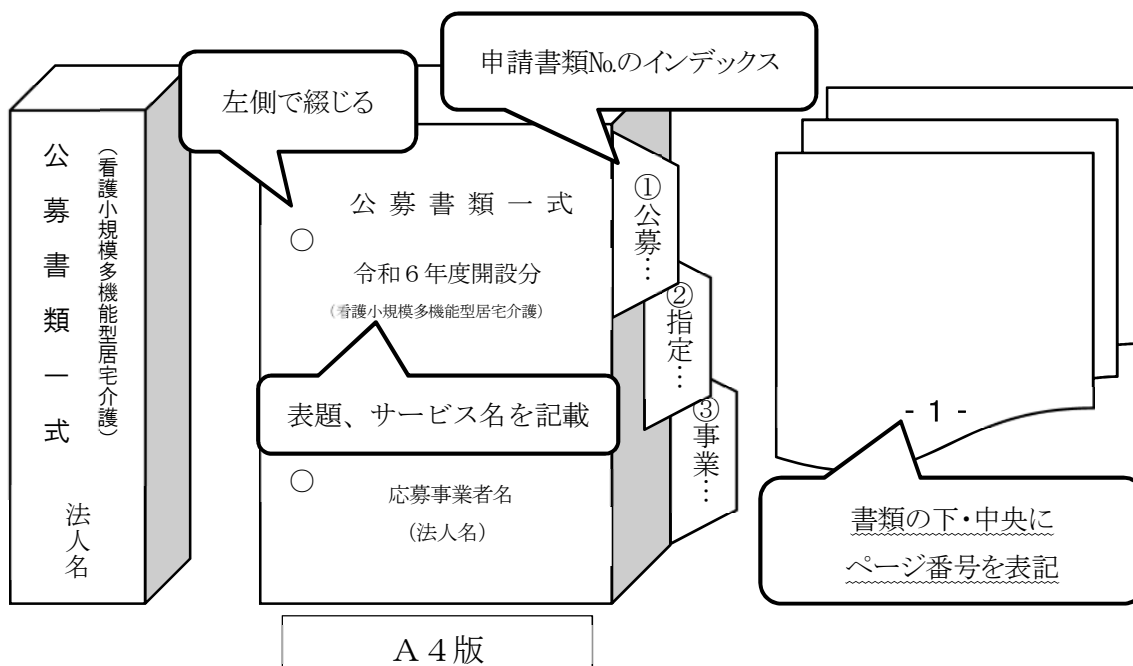
(3) 作成上の注意

①提出書類は、原則として日本工業規格のA4版で作成し、表紙を付け左綴じとし、全体にページを付け、書類名が分かるように項目ごとにインデックスをつけてください。

各書類には（ページの下・中央に）ページ番号を付けてください。（詳細は下記参考例を参照してください。）

②提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となります。注意してください。

<提出書類の綴じ方の参考例>



(4) 提出書類について

- ①提出書類については、別紙「提出書類一覧」のとおりとします。
- ②提出書類に必要な様式等については太宰府市ホームページよりダウンロードしてください。

ホーム（総合トップ） > 健康・福祉 > (介護保険) > 介護関連事業所向け >
地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）を公募します
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/soshiki/19/19974.html>

- ③契約者同士で原本を保管する必要がある書類（土地売買契約書等）は、写しの提出で構いませんが、代表者名で次のような原本証明をしてください。

<原本証明の例>

この写しは原本と相違ありません。
令和 年 月 日
〇〇法人（会社） 〇〇〇
代表者 〇〇 〇〇 実印

5. 応募に当たっての留意点

- ①本申込の受付期間終了後は、応募者の都合による計画の変更や書類の差し替えは原則として認めません。なお、本市が必要と判断した場合は、書類追加、補正等を求める場合があります。
- ②応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- ③提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ④応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- ⑤他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- ⑥本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、太宰府市はその責任を負いません。
- ⑦提出された書類に虚偽の記載等があった場合は、選定後であっても失格とします。
- ⑧応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式15）を提出してください。

6. 地域密着型サービス事業者の審査（選考）方法について

書類審査後、地域密着型サービス事業者選考委員によるヒアリングを実施し、選考委員会で採点を行い、整備事業者を決定します。

①書類審査

介護保険法に基づく事業所指定の必須要件となる基本項目を満たしているか、審査を行います。

②選考委員ヒアリング

地域密着型サービス事業者募集に係る選考委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

【主な評価基準】

- ・設置主体となる運営法人の状況
- ・本事業の運営内容
- ・建設予定地及び施設の特徴

③選考結果

選考結果については、応募のあった事業者へ文書で通知します。

④事業者の公表

選定した事業者については、太宰府市ホームページで公表します。

※審査の結果次第では、事業予定者を該当なしとする場合があります。

7. スケジュールについて

今後のスケジュールについては、次のとおりです。都合により日程等の変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

日 程	内 容
令和6年4月15日（月）から 令和6年5月31日（金）まで	応募受付（申請書類の提出）
令和6年6月上旬～6月下旬	書類審査
	選考委員ヒアリング日程通知
令和6年7月上旬～7月中旬	選考委員ヒアリング
	選考結果通知
事業者決定以降	選定事業者は、指定に向けた準備 ※太宰府市地域密着型施設等整備補助金の交付を受ける場合は、補助金交付決定後の着工等が条件となるので留意のこと。 【施設開設準備経費のみ】開設前の最大6か月間の経費が対象となるので留意のこと。

8. 質問等の受付について

(1) 受付期間

令和6年4月15日（月）から4月26日（金）午後5時までにFAX又はメールにより受信したものを対象とします。

(2) 質問票の記載について

- ①質問票（様式16）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに作成してください。
（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。）
- ②質問票到着後、質疑内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、市あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

(3) 質問の受付方法

質問につきましては、質問票にご記入のうえ、下記のFAXまたはメールにより提出してください。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問はご遠慮ください。

<送付先>

太宰府市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係 あて

F A X : 0 9 2 - 9 2 5 - 0 2 9 4

E-mail : kaigo@city.dazaifu.lg.jp

(4) 質問に対する回答方法

受付期間中に受け付けた質問については、5月10日（金）までに回答いたします。

(5) 質問に際しての留意事項

指定基準等に係る質問内容や、国の通知（Q&A）等で確認できる内容については、応募事業者にて確認いただきますようお願いいたします。

9. 補助金について

施設整備に係る交付金には、令和6年度福岡県地域密着型施設等整備補助金を原資とする太宰府市地域密着型施設等整備補助金（太宰府市地域密着型施設等整備補助金交付規則（平成28年12月27日規則第91号）による。）を活用することができます。

なお、太宰府市地域密着型施設等整備補助金の交付決定後の事業着手が条件となります。また、この補助金を利用して事業に必要な調達を行う場合は、原則として一般競争入札になります。ご注意ください。

【配分基礎単価】

◎地域密着型サービス等整備助成事業

補助単価	対象経費
29,280千円／1か所	看護小規模多機能居宅介護事業所の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
※新築以外の場合 （空き家を活用したもの）	
8,500千円／1か所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※補助対象は「運営事業者」です。土地所有者等（運営事業者以外）が建築・改修する場合は補助対象外となります。

◎介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

補助単価	対象経費
731千円／定員数*	看護小規模多機能居宅介護事業所の新規開設又は増床に伴う円滑な開設に必要な開設前の6か月間に係る需要費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料とする。
※宿泊定員数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

【太宰府市日常生活圏域図】

日常生活圏域	対象行政区
太宰府中学校区	北谷、内山、松川、三条、三条台、連歌屋、馬場、湯の谷、大町、新町、白川、五条西、東観世、五条、五条台、湯の谷西、秋山
太宰府東中学校区	東ヶ丘、星ヶ丘、高雄、梅香苑、緑台、梅ヶ丘、高雄台
学業院中学校区	坂本、観世音寺、桜町、榎、榎寺、芝原、通古賀、都府楼、水城、水城台、水城ヶ丘、国分
太宰府西中学校区	大佐野、向佐野、吉松、大佐野台、青葉台、長浦台、つつじヶ丘、ひまわり台

